

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	鹿角市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kazuno.akita.jp/gyosei/index.html

執行機関名 鹿角市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	鹿角市営住宅条例(平成9年鹿角市条例第32号)による市営住宅、改良住宅及びその他の住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鹿角市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第5の項 鹿角市営住宅条例(平成9年鹿角市条例第32号)による市営住宅、改良住宅及びその他の住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)第一条	鹿角市営住宅条例(平成9年鹿角市条例第32号)第1条及び第6条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを <u>住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸</u> することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。)の規定に基づき <u>市営住宅、改良住宅及び単独市営住宅並びにこれらの共同施設の設置及び管理</u> に関し、必要な事項を定めるものとする。 第6条 市営住宅及び単独市営住宅に入居することができる者は、次の各号(…略…)に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) <u>現に住宅に困窮していることが明らかな者</u> であること。 (2) (略) (3) (略) (4) (略)
⑦独自利用事務の関連規範		鹿角市営住宅条例(平成9年鹿角市条例第32号) 鹿角市営住宅条例施行規則(平成10年鹿角市規則第11号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	鹿角市営住宅条例第14条
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	鹿角市営住宅条例第14条第1項に規定する市営住宅等のうち、改良住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	公営住宅法第23条 公営住宅法施行令第6条 公営住宅法施行規則第11条 鹿角市営住宅条例第6条(第8条第3項で準用する場合を含む) 鹿角市営住宅条例施行規則第3条の2
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 イ	公営住宅法第23条 公営住宅法施行令第6条 公営住宅法施行規則第11条 鹿角市営住宅条例第6条(第8条第3項で準用する場合を含む) 鹿角市営住宅条例施行規則第3条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ロ	公営住宅法第23条 公営住宅法施行令第6条 公営住宅法施行規則第11条 鹿角市営住宅条例第6条(第8条第3項で準用する場合を含む) 鹿角市営住宅条例施行規則第3条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ハ	公営住宅法第23条 公営住宅法施行令第6条 公営住宅法施行規則第11条 鹿角市営住宅条例第6条(第8条第3項で準用する場合を含む) 鹿角市営住宅条例施行規則第3条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ニ	鹿角市営住宅条例第6条(第8条第3項で準用する場合を含む) 鹿角市営住宅条例施行規則第3条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	鹿角市営住宅条例第15条
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	鹿角市営住宅条例第15条第1項に規定する市営住宅等のうち、改良住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していたものが引き続き改良住宅に入居しようとするときの申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 イ	公営住宅法第23条 公営住宅法施行令第8条 公営住宅法施行規則第12条 住宅地区改良法第29条 住宅地区改良法施行令第13条の2 鹿角市営住宅条例第6条(第8条第3項で準用する場合を含む) 鹿角市営住宅条例第26条 鹿角市営住宅条例施行規則第3条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ロ	公営住宅法第23条 公営住宅法施行令第8条 公営住宅法施行規則第12条 住宅地区改良法第29条 住宅地区改良法施行令第13条の2 鹿角市営住宅条例第6条(第8条第3項で準用する場合を含む) 鹿角市営住宅条例第26条 鹿角市営住宅条例施行規則第3条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ハ	公営住宅法第23条 公営住宅法施行令第8条 公営住宅法施行規則第12条 住宅地区改良法第29条 住宅地区改良法施行令第13条の2 鹿角市営住宅条例第6条(第8条第3項で準用する場合を含む) 鹿角市営住宅条例第26条 鹿角市営住宅条例施行規則第3条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ニ	公営住宅法第23条 公営住宅法施行令第8条 公営住宅法施行規則第12条 住宅地区改良法第29条 住宅地区改良法施行令第13条の2 鹿角市営住宅条例第6条(第8条第3項で準用する場合を含む) 鹿角市営住宅条例第26条 鹿角市営住宅条例施行規則第3条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
備考		